

松阪市電子入札システム更新及び運用業務

プロポーザル実施要領

松阪市

松阪市電子入札システム更新及び運用業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、電子入札システム更新及び運用業務について、公募型プロポーザル方式により、契約の相手方となる候補者を選定するためのものである。

2. 業務の内容

(1) 名称

松阪市電子入札システム更新及び運用業務

(2) 内容

詳細は別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結から令和10年2月29日まで

(ア) 松阪市電子入札システム更新業務

契約締結日から令和5年2月28日まで

(イ) 松阪市電子入札システム運用業務

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

3. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、電子入札システム更新及び運用業務の趣旨と目的を理解し、本業務に関する実績と能力がある企業で、参加申請書提出日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たすものとする。

- (1) 松阪市契約規則（平成17年規則第64号）第5条の規定による一般競争入札有資格者名簿に登録があること。
- (2) 営業種目として「業種：(委)管理・保守 営業種目：情報システム」又は「業種：(委)情報処理 営業種目：システム開発」に登録があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本プロポーザルに参加することについて支障がないと認められる者を除く。
- (5) 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第150号）に

- 基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (7) 電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であること。
 - (8) 地方公共団体において、電子入札システム導入及び運用に係る業務を受託し、契約を履行完了した実績が5件以上あること。
 - (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 (ISMS) 認証を取得し、個人情報又は情報セキュリティについて適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

4. 提案上限額

更新業務	6,930,000円	(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
運用業務	54,020,890円	(消費税及び地方消費税相当額を含む。60か月)
総額	60,950,890円	(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※運用業務のうち令和4年度の上限額は1,221,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

※更新業務、運用業務、総額のそれぞれの上限を超えての提案は無効とする。

5. プロポーザルへの参加にあたっての留意事項

(1) プロポーザル実施要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類については変更できないものとし、採用又は不採用に関わらず返却しない。

(5) 情報公開の扱い

提出書類については、松阪市情報公開条例(平成17年松阪市条例第6号)に基づき、基本的に情報公開の対象となる。

(6) 失格

次のいずれかに該当するときは失格とする。

- ①参加資格要件を欠くもの。
- ②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④信義に反する行為があったとき。
- ⑤その他選考に係る不正行為があったもの。

(7) その他

本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

6. 参加申請について

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市総務部契約監理課

住所：〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

電話：0598-53-4347

FAX：0598-23-3959

E-mail：kanri.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	令和4年4月 7日（木）
参加申請にかかる質問提出期限	4月14日（木）
参加申請にかかる質問回答期限	4月15日（金）
参加申請書等提出期限	4月21日（木）
参加資格審査結果通知日	4月22日（金）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	5月 9日（月）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	5月10日（火）
企画提案書及び提案見積書等提出期限	5月17日（火）
参加辞退届提出期限	5月17日（火）
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	5月中旬（予定）
受託予定候補者の決定	5月下旬（予定）
業務委託契約締結	5月下旬（予定）

(3) 本要領等の閲覧期間及び閲覧場所（市のホームページよりダウンロードが可能。）

閲覧期間：令和4年4月7日（木）から令和4年5月17日（火）まで

※土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く午前9時から午後5時まで。

閲覧場所：（1）に記載の所管課

（4）参加申請書等の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年4月21日（木）午後5時（必着）

提出場所：（1）に記載の所管課

提出方法：持参又は郵送（書留、簡易書留又は特定記録郵便）による送付に限る。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は、封筒に「松阪市電子入札システム更新及び運用業務参加申請書在中」と朱書きのうえ、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類：各1部

①参加申請書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③事業者概要（沿革、代表者名、業務内容等）・・・（任意様式）

④業務実績調書（様式第3号）及び契約書の写し等

・地方公共団体と締結した契約書の写し等（電子入札システム導入及び運用業務を受託し、契約を履行した内容の確認がとれるもの）を添付すること。

⑤業務計画予定書（任意様式）

⑥納税に関する証明書（申請日において発行日から3か月以内のもの）

・市税の完納を証明する書類又はその写し（松阪市内に営業所がある場合）

・法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明する書類又はその写し（納税証明書様式その3の3）

⑦電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であることを証する書類の写し

⑧ISMSの認定書の写し又はプライバシーマーク登録証の写し

※提出書類は、証明書等を除きA4サイズとする。

（5）参加申請にかかる質問提出期限

令和4年4月14日（木）午後5時まで（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第4号）に記載し、（1）に記載の所管課に原則として電子メールで送信すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

（6）参加申請にかかる質問回答期限

原則として、令和4年4月15日（金）までに、質問者にのみ随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

（7）参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）

通知日：令和4年4月22日（金）

通知方法：文書及び電子メールにより参加者へ送信する。

（8）企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期間

令和4年5月9日（月）午後5時まで（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第4号）に記載し、（1）に記載の所管課に原則として電子メールで送信すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

（9）企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限

原則として、令和4年5月10日（火）までに、質問者にのみ随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

（10）企画提案書等提出期限、提出場所、提出方法及び提出書類記載内容等

提出期限：令和4年5月17日（火）午後5時（必着）

提出場所：（1）に記載の所管課

提出方法：持参又は郵送（書留、又は簡易書留、特定記録郵便）による送付に限る。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は、封筒に「松阪市電子入札システム更新及び運用業務提案書在中」と朱書きのうえ、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類：①～③は正1部、副9部。④は1部。

①企画提案書（様式第5号を含む）

②機能要件回答書（様式第6号）

③業務実績調書（様式第3号）及び契約書の写し等

※6-(4)の「③業務実績調書（様式第3号）及び契約書の写し等」

と同様の場合は、提出不要とする。

④提案見積書（様式第7号）

詳細は別紙「企画提案書等作成要領」のとおり。

7. 審査方法

(1) プレゼンテーション・ヒアリング実施日時

令和4年5月中旬（予定）

(2) 実施場所

松阪市役所（三重県松阪市殿町1340番地1）

※開催日時及び会場については、後日通知する。

(3) 実施時間

1事業者あたり45分以内（説明30分以内・ヒアリング15分以内）で、提出した企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び内容等に関する質疑応答を行う。

(4) 出席者

3名以内（出席者のうち1名は業務責任者又は主たる業務従事者が出席すること）とする。

(5) 審査

審査委員会が、松阪市電子入札システム更新及び運用業務プロポーザル審査基準により評価し、「内容評価点」と「価格評価点」を合算した総合評価点が最も高い提案者を受託予定候補者として決定する。総合評価点について、最も高得点の提案者が複数となった場合は、内容評価点が高得点である者を受託予定候補者とし、この場合においても同点となった場合には、同点の提案者の中から、委員の多数決により選定する。

なお、内容評価点が240点に満たない者は、受託予定候補者とししない。

(6) 審査方法

パワーポイント等によるプレゼンテーションとする。スクリーン及びプロジェクターは本市において用意するが、使用する場合は、事前に申し出ること。パソコン等その他必要な物は各自が用意すること。

(7) 資料

審査委員会が使用する資料は、事前に提出された参加申請書及び企画提案書とする。

プレゼンテーションは参加申請書及び企画提案書をもとに行うこととし、追加の提案及び追加資料の配布は認めない。また、プレゼンテーションの説明は企画

提案書の内容を逸脱してはならない。

(8) 審査結果

審査の結果は、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため選定結果を公表する。

(9) その他

本市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

8. 契約保証金について

契約予定者は、松阪市契約規則第 31 条（平成 17 年松阪市規則第 64 号）に基づき、契約締結時に契約保証金を納付すること。契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

9. 支払いについて

更新業務にかかる費用は、完成払とし、検収後、請求を受けた日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払うこととする。また、運用業務にかかる費用の支払いは、見積金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）を 60 等分した金額を月額とし、毎月払いとする。また、月額に端数が生じた場合は初回支払いに含める。

検収後、請求を受けた日から起算して 30 日以内に使用料を支払うこととする。

10. その他

(1) 参加辞退

参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第 8 号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和 4 年 5 月 17 日（火）午後 5 時必着）までに、6-（1）に記載の所管課へ持参又は郵送（書留、又は簡易書留、特定記録郵便）により送付すること。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

※郵送の場合は、封筒に「松阪市電子入札システム更新及び運用業務参加辞退届在中」と朱書きのうえ、事前に所管課まで連絡すること。